

⑥ 厚生労働省

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:徳留 信寛)
目的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。4 1から3に掲げる業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nih.go.jp/eiken/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa10.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立							
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用							
(3) 運営体制の改善に関する事項	A	A	A	B	A	A	
(4) 研究・業務組織の最適化に関する事項	A	B	A	A	A	A	
(5) 職員の人事の適正化に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(6) 事務等の効率化・合理化に関する事項	B	A	B	B	A	B	
(7) 評価の充実に関する事項	A	B	A	B	A	A	
(8) 業務運営全体での効率化	A	A	B	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 社会的ニーズの把握							
(2) 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施							
(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表							
(4) 成果の積極的な普及及び活用							
(5) 国内外の健康・栄養関係機関等との協力の推進							
(6) 研究に関する事項	S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	S×1 A×5 B×2	A×6 B×2	
(7) 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項	A×2 B×2	A×1 B×3	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	A×2 B×2	
(8) 情報発信の推進に関する事項	B	A	S	A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保							
(2) 予算、収支計画及び資金計画							
(3) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項	A	A	B	A	B	B	
(4) 経費の抑制に関する事項	A	B	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画							
(2) 職員の人事に関する計画							
(3) セキュリティの確保	B	A	A	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に資する調査研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことによる、公衆衛生の向上及び増進」に資する活動を着実に進めており、中期目標とそれに基づく年度計画を達成し、適正に業務を実施したと評価する。ただし、以下の点について留意し、今後のさらなる改善と効率化を期待する。
 - 重点調査研究の一つである「日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究」について、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」公表に合わせて、積極的な普及啓発活動が実施されている点は評価できるが、これらの活動の成

- 果について検証する方策を取り入れることが期待される。
- ② 若手研究者による創造的・萌芽的研究については、独自性を重視して独り立ちできる研究者を育成するという観点で進めてきたが、予算削減により実施が見送られた点については、今後、組織としての調査研究のすすめ方についての工夫と再構築が望まれる。
- ③ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置のうち、栄養情報担当者(NR)認定制度については、省内事業仕分けの結果を踏まえ、既存の資格取得者に不安や混乱が生じないよう十分配慮しながら、第三者機関への移管について今後の展開と方針を明らかにすべきである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究に関する事項(研究水準及び研究成果等に関する事項(健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。))	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 査読付き学術雑誌への原著論文の掲載は、英文誌76報、和文誌19報の計95報(2.7報/特別研究員以上の研究員一人当たり)。また、原著論文については、インパクトファクターが2.0以上の学術誌に42報掲載。なお、優れた研究成果を国際的な場で積極的に発表するために、所内公募により4件の海外渡航旅費の付与を実施。 国内外の学会における発表は、国際学会(国内での開催を含む)42回、国内学会158回の計200回(5.7回/特別研究員以上の研究員一人当たり)。これらのうち、特別講演、シンポジウム等の招待講演は、国際学会7回、国内学会14回。また、研究所で実施した調査研究について、マスメディアより53件の問い合わせ有り。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原著論文の採択や特別講演、招待講演を含む学会発表が質量ともに計画を大幅に上回り、高い研究レベルが評価できる。
法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項(健康増進法に基づく業務に関する事項)	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 当研究所のホームページ上に平成22年国民健康・栄養調査の適正な実施に資する情報や調査員のトレーニング教材を掲載するなど、国民健康・栄養調査及び各自治体独自に実施する健康・栄養調査等に関して、技術支援を実施。また、地方自治体に勤務する行政栄養士等を対象とする技術研修セミナーを2種類(調査実践編、食事しらべ編)企画し、東京と大阪で計6回開催し、延べ244名が参加。 昨年度開発した食事しらべ2009年版は、健康・栄養調査に関わる集計業務に要する時間と各保健所(自治体)で行われているデータの取りまとめならびに対象世帯への結果返却に要する時間を短縮させることに貢献しており、今年度はそれを改訂して食事しらべ2010年版を作成。この食事しらべ2010年版と、栄養摂取状況調査の精度向上及び標準化を主たる目的とした「標準的図版ツール(2009年版)」を、利用申し込みのあった自治体に配布。健康・栄養調査に関わる業務を効率化することは、地方自治体が健康増進施策の立案や評価を効果的に実施することに寄与。 平成22年度は、特別用途食品申請食品7品目(特定保健用食品7品目)の分析を遅滞無く実施。また、消費者庁受託事業を遅滞なく実施。 登録試験機関間の精度管理に関する試験を引き続き実施し、精度管理体制の基盤を確立。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進法に基づく業務「国民健康・栄養調査」及び「特別用途食品の表示許可に係る試験」については、調査や分析の精度管理および精度向上に努めていただけでなく、東日本大震災に際し、災害時の健康・栄養に関する情報を適切に発信する等研究機関としての役割を果たした点は高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:前田 豊)
目的	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 上記1の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.jniosh.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa10.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第1期中期計画期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							1. S、A、B、C、Dの5段階評価。(なお、”A:中期目標を上回っている。中期目標をおおむね達成している。”) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	S×1 A×2	A×3	
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	B	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 労働現場のニーズの把握	A	A	A	A	A	A	
(2) 労働現場のニーズに沿った研究の実施	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	
(3) 学際的な研究の推進	A	A	A	B	A	A	
(4) 研究項目の重点化	A	A	A	A	A	A	
(5) 研究評価の実施及び評価結果の公表	A	A	A	B	A	A	
(6) 成果の積極的な普及・活用	S×3 A×2	S×2 A×2 B×1	S×2 A×3	S×1 A×4	S×2 A×3	S×1 A×4	
(7) 労働災害の原因の調査等の実施	S	A	A	S	S	S	
(8) 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	
(9) 公正で的確な業務の運営	A	A	B	A	A	B	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	B	A	A	A	A	
(2) 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	A	A	A	A	
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	B	A	A	A	
(2) 施設・設備に関する計画	A	A	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成22年度の業務実績については、業務運営の効率化を行いながら、労働安全衛生に関する質の高い研究を実施しその成果を学会発表やインターネット等を経由して普及し、また、労働災害の原因の調査等の実施に高い実績を挙げ、多くの社会的貢献を行ったことから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立(業務運営の効率化に伴う経費削減)	I(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に統合したグループウェアにより、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を行うとともに、TV会議システムの一層の活用等により、清瀬・登戸両地区間の移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化。 競争的研究資金等の外部研究資金の獲得 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の見直しにより随意契約を5件約3,600万円までに減少させたこと、省エネルギー対策の推進により光熱水料を対20年度比で22.5%減、対21年度比で5.6%削減を達成したことは高く評価できる。また、大型の受託研究を獲得し、競争的資金・受託研究の合計額は過去最高額を更新したことは高

		<p>得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、文部科学省及び日本学術振興会の科学研究費補助金14件(うち研究代表者10件)、厚生労働科学研究費補助金9件(うち研究代表者2件)の合計23件4,336万5千円の競争的研究資金を獲得。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託研究については、国(厚生労働省)からの1件、地方自治体からの1件、民間機関からの12件の合計14件、2億6,964万7千円を獲得。なお、受託研究のうち1件は、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)からの大型受託研究「生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発」(2億4,879万8千円)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>く評価できる。ただし、科研費の獲得高が漸減しており、獲得戦略の練り直しが必要である。</p>
成果の積極的な普及・活用(学会発表等の促進)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の講演・口頭発表等は345回となり、平成22年度計画に掲げた数値目標340回に対して5件上回った。また、論文発表等は403報となり、同目標の170報の2.4倍。 論文発表等の内訳は、原著論文81編、原著論文に準ずる学会発表の出版物44編、著書30編、行政報告書等102編、その他の専門家向け出版物等146編。 これらのうち、国際学会における講演・口頭発表等は85件、英文による原著論文及び原著論文に準ずる学会発表の出版物80編。 	<ul style="list-style-type: none"> 講演・口頭発表は、数値目標の340回を上回る345回であり、また、論文発表は数値目標の170報を大きく上回る403報である。さらに、11人の研究員が関連学会の奨励賞などを受賞していることも高く評価できる。他論文への引用件数が10件以上となる原著論文(平成21年までの3年間に発表されたもの)の数も数値目標の10報を上回る12報であり、質量共に研究成果がレベルアップしていることを高く評価する。今後これらの原著論文が具体的な行政施策に反映される等の行政的、社会的貢献度をデータとして整備できれば、さらに際だったものになると思われる。
労働災害の原因の調査等の実施	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に災害調査、鑑定等の報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケート調査を実施したところ、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は85%(目標80%以上)。 平成22年度に実施した災害調査の15件中11件、刑事訴訟法に基づく鑑定等の17件中16件、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等の12件中12件について、それぞれ依頼先に調査結果等を報告。なお、労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づく鑑定等は17件、労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別、鑑定等は12件。 労働災害の原因調査等については、行政からの要請等に即座に対応できるよう緊急連絡網及び出動体制を整備し、的確に対応。また、各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターによる進行管理の徹底、災害調査等報告会における発表と討議等を通じて、災害調査等の質の改善に努めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害の原因の調査等は、本研究所の重要なミッションであり、災害調査15件、刑事訴訟法に基づく鑑定等17件、労災保険給付に係る鑑別・鑑定12件を的確に実施している。また、依頼元である労働基準監督署等において、「報告書を災害の再発防止の指導や送検・公判維持のための資料として活用している」とする割合が85%と極めて高いことは高く評価できる。なお、労働災害の原因の調査は、学術的に見ても大変貴重であり、将来、成果を公開する方向での検討が必要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:額賀 信)
目的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。2. 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第9条第1項に規定する業務を行うこと。3. 上記1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.taisyokukin.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou10.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) 内部統制の強化				B	A	A	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	A	A×2	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 確実な退職金支給のための取組				A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	
(2) サービスの向上	A×3	A×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	
(3) 加入促進対策の効果的実施	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 累積欠損金の処理	B	B	A	C	A	B	
(2) 健全な資産運用等	B	B	B	B	B	B	
4.その他業務運営に関する事項				B	B	A	
(1) 積極的な情報の収集及び活用	B	B	B				
(2) 建設業退職金共済事業の適正化	A	A	A				
(3) 中期計画の定期的な進行管理	B	B	B				
5.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額							
7.職員の人事に関する計画	A	A	A	B	B	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。特に累積欠損金を計上している中小企業退職金共済事業(以下「中退共事業」という。)及び林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)においては、東日本大震災の影響等により国内株式及び外国債券の収益がマイナスとなったことなどから累積欠損金が増加したが、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる。
 - ② 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第2期中期計画の達成に向けて平成23年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、加入者が目標に達しなかった建設業退職金共済事業(以下「建退共事業」という。)については、確実な加入に向けてより一層の努力が求められる。
 - ③ 中退共事業における退職金未請求、特定業種退職金共済事業(以下「特退共事業」という。)における共済手帳の長期未更新に対しては、引き続き被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる。
 - ④ 管理部門のスリム化や、各共済事業それぞれの資産を区分して管理することを前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築など、更なる効率化に努めることが求められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
確実な退職金支給のための取組	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知(加入通知書)した(加入通知書発送 439,272人)。また、既加入の被共済者については、年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」の 	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業における退職金未請求者に対する取組については、熱心かつ合理的に取組を行っており、とりわけ、被共済者に対し制度加入の認識を高めるため、「加入通知書」や「加入状況のお知らせ」の発行による加入周知に努めるなど、過去への取

		<p>中の一部を被共済者単位で切り離せる仕様とした「加入状況のお知らせ」を事業主に送付し、配布を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職後3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行うことに併せて、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 また、22年度計画以外の新たな取組として、21年度に住所情報の提供依頼を行い、得られた情報に基づき本人へ請求要請を実施したが、未請求となっている20年度の脱退者に対する2回目の請求要請通知を1,191人に発送した。 など 	<p>組だけでなく、将来に向けての制度加入周知の取組などは高く評価される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
加入促進対策の効果的実施	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業においては、適年の未移行企業に対して各地で制度説明会の開催や相談会の開催、アンケート調査による個別企業訪問等を積極的に実施して加入促進に努めた結果、目標を大幅に上回る(達成率108.8%)加入者の獲得となった。 建退共事業においては、加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施してきたが、この度の東日本大震災の影響等により加入目標をわずかに下回った。 清酒製造業退職金共済事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼をするとともに、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨に重点を置いた活動を実施した結果、目標の達成率は104.0%であった。 林退共事業においては、国有林野事業受託事業体、認定事業体並びに緑の雇用実施事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨や、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施した結果、目標の達成率は104.8%であった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 加入促進対策の効果的実施については、企業への個別対応等の努力がなされており、中退共事業、特退共事業ともにほぼ目標数値を大きくクリアしていることは、現下の経済状況では高く評価されるべきである。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
累積欠損金の処理	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めた。 中退共事業においては、平成22年3月に開催された労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会で示された累積欠損金の解消の考え方の前提において、「中長期的な観点で確実な運用を実施することが肝要であり、短期的な金融動向に応じて現行の累積欠損金解消計画を改定することは適当ではない。」とされたことを踏まえ、現行の累積欠損金解消計画を継続することとした。 「資産運用の基本方針」に定めている最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施するとともに、加入促進対策の実施により掛金収入の確保に努め、着実な累積欠損金の解消に努めた。 ホームページへの事業所名の掲載可否に関する事務等の効率化を図り、経費節減に努めた。業務経理への繰入額を22年度決算においては、予算と比較して371百万円(中退共事業363百万円、林退共事業8百万円)節減した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 累積欠損金の処理については、資産運用と加入促進により改善の努力が行われており、市況ゆえに欠損金は増えたものの、運用自体は概ねベンチマーク並みである。 全体としては、概ね中期計画どおりと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:戸蒔 利和)
目的	高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 高齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。2 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。3 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。4 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。5 障害者職業能力開発校のうち職業能力開発促進法に規定されたものの運営を行うこと。6 納付金関係業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.jeed.or.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou10.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1.S、A、B、C、Dの5段階評価。 2.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3.府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化 (1) 効果的な業務運営体制の確立 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮 (4) 給付金及び助成金業務の効率化	A	S	A				
1.業務運営の効率化 (1) 効果的・効率的な業務運営体制の確立 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 事業の費用対効果 (4) 障害者雇用納付金を財源に行う実践的手法の開発、講習及び啓発の事業規模の配慮 (5) 給付金及び助成金業務の効率化				A	A	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 関係者のニーズ等の把握							
(2) 業務評価の実施及び公表							
(3) 高齢者等や障害者の雇用情報等の提供並びに広報の実施	A	A	A	A	A	A	
(4) 内部統制の在り方							
(5) 高齢者等及び障害者雇用支援業務の連携によるサービスの充実							
(6) 高齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること	A	A	B	A	A	A	
(7) 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと	A×3	A×3	A×2 B×1	S×1 A×2	A×2 B×1	A×3	
(8) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと	A	A	A	A	A		
(9) 障害者職業センターの設置運営業務の実施	S×1 A×2	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2	
(10) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施	A	A	A	A	A	A	
(11) 納付金関係業務等の実施	A×5	A×3 B×2	A×1 B×4	A×6	A×6	A×6	
(12) 障害者の技能に関する競技大会の開催	A	S	A				
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	A	A	
(2) 人事に関する計画							
(3) 施設・設備に関する計画	B	A	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 適切に業務を実施したと評価できるが、次年度以降については次の点に留意して業務を進めることを期待する。
- ① 65歳希望者全員継続雇用の推進、70歳まで働ける企業の普及促進等、政府の高年齢雇用の目標達成に寄与するために、定期刊行誌等を積極的に活用し、啓発効果を更に高める必要がある。また、障害者も高齢化するため、高齢者雇用支援と連携した新しい視点からの取組について、検討する必要がある。
- ② 精神障害者、発達障害者等他の就労支援機関では対応が困難な障害者の就業ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の更なる充実により、医療・教育・福祉等の関係機関とのネットワーク形成を一層強化する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • 業務運営の一層の効率化及び効果的実施等の観点から、地域障害者職業センター管理事務の集約化(7地域で集約化実施。北海道・沖縄を除く全国45か所の管理事務を11センターへ集約化)等の組織体制の見直しを実施。 • 目標を上回る予算上の削減を行うとともに、予算執行の節減に取り組み、一般管理費では19.4%減、業務経費では20.0%の節減を実現。また、競争性のある契約への移行を着実に進め、随意契約は前年度比件数ベースで50.9%の減、金額ベースで86.8%の減と大幅に減少。 • 中小企業定年引上げ等奨励金について係別担当制を廃止し柔軟な対応で効率的審査体制を構築する、受託法人等における処理期間15日以内ルール徹底を図る等により、平成24年度までの5年間で平均処理期間を5%短縮する目標に対して、3年目で目標を大幅に上回る平均処理期間21.8%短縮を達成。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域障害者職業センターの管理事務の集約化等管理業務の効率化を図るとともに、経費削減、給付金及び助成金の平均処理期間の短縮などいずれも目標を大きく上回っており、高く評価できる。 • 特に経費削減については、極めて高い努力が認められ、大きな成果を上げている。 • なお、給付金・助成金の平均処理期間の大幅短縮も評価できるが、今後更なる努力を期待する。
障害者職業センターの設置運営業務の実施	2(9)	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての数値目標を達成するとともに、全指標で平成21年度実績を上回り、10指標で過去最高の実績となり、以下の「評価の視点」に対応した。 ① 過去最多の29,864人に対し職リハサービスを提供。また、公共職業安定所、地域の就労支援機関等との連携を通じて、他の就労支援機関では支援が困難な障害者に対する支援を積極的に実施(平成21年度比精神障害者14.1%増、発達障害者25.5%増)。職業リハビリテーション計画の策定件数は24,493件となり、平成21年度実績の5.6%増となった。 ② 職業準備支援は、個々の障害者の支援ニーズに対応した個別指導方式での支援を推進し、精神障害者、発達障害者への支援に重点を置いて実施。厳しい雇用情勢が続く中、就職等に向かう次の段階への移行率(88.1%)、就職率(67.5%)ともに過去最高となった。 ③ 精神障害者総合雇用支援は、目標(1,950人)を上回る2,459人(平成21年度2,023人)に対して実施。精神障害者総合雇用支援を受けた障害者に対するアンケート調査では、「大変効果があった」「効果があった」との回答が99.1%と、目標(80%)を大幅に上回る過去最高の評価を得た。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 12指標すべてで平成21年度実績を上回り、このうち、職業準備支援修了者の就職率や精神障害者総合雇用支援の復職・雇用継続率など10指標で過去最高の実績となっており、障害者への支援に大幅な貢献を果たしていると高く評価できる。 • また、精神障害者の職場復帰支援などの意欲的取組は高い公共性を持ち、民間では実施が難しい事業を着実に実行していることも高く評価できる。さらに利用者からの評価も高く、障害者雇用支援のきめ細かな充実への努力が認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人福祉医療機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:長野 洋)
目的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。また、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
主要業務	1 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金を融通する貸付事業。2 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業。3 社会福祉振興事業者に対する助成事業。4 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業。5 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業。6 都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業。7 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業。8 厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。9 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。10 その他前記に附帯する事業。11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務。12 承継教育資金貸付けあっせん業務。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:真野 俊樹)
ホームページ	法人: http://hp.wam.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryu10.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A				
(2) 業務管理の充実	A	B	A				
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	A	A	A				
(4) 利用者に対するサービスの向上							
(5) 業務・システムの最適化の実施							
1. 法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備				A	A	S	
(2) 業務管理(リスク管理)の充実				A	A	S	
2. 業務運営の効率化							
(1) 業務・システムの効率化と情報化の推進				A	A	A	
(2) 経費の節減				A	A	A	
3事業毎の業務運営の改善に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業	A×2	A×2	A×2				
(2) 福祉医療経営指導事業	A×2	A×2	A×2				
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業	A×2	A×2	A×2				
(4) 退職手当共済事業	A	A	A				
(5) 心身障害者扶養保険事業	B	A	B				
(6) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)	A×2	A×2	A×2				
(7) 年金担保貸付事業	A×2	A×2	A×2				
(8) 労災年金担保貸付事業	A×2	A×2	A×2				
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務							
(10) 承継教育資金貸付けあっせん業務	A	A	A				
3. 業務の質の向上に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業				A×2 B×1	S×1 A×1 B×1	S×2 B×1	
(2) 福祉医療経営指導事業				A	A	A	
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業				A×2	A×2		
(4) 社会福祉振興助成事業						A	
(5) 退職手当共済事業				S	S	S	
(6) 心身障害者扶養保険事業				B	B	B	
(7) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)				B	A	A	
(8) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業				A	A	A	
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん				A	A	A	

業務						
4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保						
(2) 貸付原資についての自己資金調達 の拡大	A	A	A			
(3) 貸付事業におけるリスク管理の徹底						
4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保						
(2) 自己資金調達による貸付原資の確 保				A	A	A
(3) 資産の有効活用						
5.その他業務運営						
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.22)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成22年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
福祉貸付事業	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府において策定された「経済危機対策」(平成21年4月10日)の一環として、介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業となった特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施(555件189,110百万円)、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施(538件、33,177百万円)。その結果、平成22年度における審査件数は1,432件となり、平成21年度実績(699件)に比べて約205%増と大幅に資金需要を増加させたところであり、この増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援。 平成22年度からお客さまからの要望が多かったユニット型特別養護老人ホームの償還期間の延長(20年⇒25年)及び社会福祉法人における保証人免除制度を創設し、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、特に介護基盤の緊急整備、保育所等の整備に対する優遇融資、また、東日本大震災の被災者に対し、専用回線(フリーダイヤル)による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 <p>など</p>
医療貸付事業	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府の推進する耐震化整備事業の支援として、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない(実際の事業費を対象とする)ことに加え、通常より高い融資率(80⇒90%)を適用するなど優遇融資を実施(実績:94件、137,405百万円)。その結果、病院の施設整備資金の審査件数が118件となり、平成21年度実績(43件)に比べて約274%増と大幅に資金需要が増加。 平成21年度に引き続き、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施(実績:101件、12,336百万円)。 出産育児一時金等の直接支払制度の実施(平成21年10月)により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対し、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げなどを講じた経営安定化資金により融資を実施(実績48件、1,053百万円)。 平成22年度からお客さまからの要望が多かった保証人免除制度を創設し、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、特に病院の耐震化整備事業の融資、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、経営安定化資金による緊急融資、出産育児一時金等の直接支払制度の実施により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対し、経営安定化資金による融資の実施、また、東日本大震災の被災者に対し、専用回線(フリーダイヤル)による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 <p>など</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備。 など 	
退職手当共済事業	3(5)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県に対する補助金の早期入金働きかけ、実務研修会での積極的な指導、事務処理のピーク時における柔軟な人員配置などに取り組んだ結果、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間が39.0日となり、中期計画の目標値75.0日を大幅(36.0日短縮)に短縮。 電子届出システムについて、利用率では前年度を2%上回る81%になるとともに、利用者アンケート意見を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性の向上に努めるなど、共済契約者の事務負担軽減に関して大きく寄与。また、平成22年度の掛金納付対象職員届の処理において、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて10分の1以下に抑制。なお、当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、電子届出システムの利用率の向上に努め、事務処理を効率化。 東日本大震災において被災されたお客さまに対して、お問い合わせ先の窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、掛金の納付期限に係る延長措置を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当金支給に係る平均処理期間の大幅短縮、電子届出システムの高い利用水準率、利用者の手続き面での事務負担の軽減などによる機構の事務効率化の実現、また、東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、掛金の納付期限に係る延長措置など、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 浩)
目的	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。
主要業務	1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。2 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。3 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。4 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。5 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:真野 俊樹)
ホームページ	法人: http://www.nozomi.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo10.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×1	A×2 C×1	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3	A×2 B×1	
(2) 効率的な施設・設備の利用	A	B	B	B	A	A	
(3) 合理化の推進	A	A	A	B	A	A	
2.国民に対して提供するサービスの質の向上							
(1) 自立支援のための取組み	A	A	A	S×3 A×1	S×1 A×3	S×4	
(2) 調査・研究	A×2 B×1	A×1 B×2	B×3	A×1 B×1	A×2	A×2	
(3) 養成・研修	A	B	B	A	A	A	
(4) 援助・助言	A	A	B	B	A	A	
(5) その他の業務	A	B	B	B	A	A	
(6) サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	A	B	B	B	B	B	
(7) 業務の電子化	A	B	B				
3.財務内容の改善							
(1) 自己収入比率							
(2) 経費節減を見込んだ予算	A	B	B	B	A	A	
4.その他業務運営							
(1) 人員の適正配置							
(2) 人事評価システム	A	A	A	A	A	A	
(3) 施設整備、改修	A	B	B	B	—	B	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.22)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成22年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第2期中期目標期間の3年度目として更なる成果を上げたものと評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
自立支援のための取組み(施設利用者の地域移行のスピードアップ)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度においては、22人が地域移行のために退所し、22年度の目標値を達成した。(独立行政法人となった平成15年10月以降の合計は111人。) これにより、平成22年度末の施設利用者数については、342人となり、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、約3割1分の減 本人・保護者の同意が得られ、現在関係自治体や事業所と調整中となっている者は、平成22年度末現在で、39人 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重度知的障害者の自立(地域移行)に向けた取組については、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取り組んでおり、地域移行した者に対しては、生活の適応状況をフォローアップしていることが認められる。 平成22年度においては、年度目標(15名～20名)を昨年度と同様に上回り、22名の施設利用者が出身地等のケアホーム等での生活に移行すべく、のぞみの園を退所していることを評価する。
自立支援のための取組み(本人及び保護者)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者総会や各寮毎に行われる保護者懇談会及び保護者の面会のための来園の機 	<ul style="list-style-type: none"> 従来から取り組んでいる1)保護者総会、保護者懇談会等を利用した、保護者への個

<p>者の同意を得るための取組)</p>	<p>会を利用して、地域移行の取組みの状況等を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行に関する説明の際には、視覚で地域での生活を理解していただくため、既に地域移行した者の生活の様子を撮影した写真を編集したDVDを活用 さらに、DVDを写真の編集から動画化したバージョンアップタイプとして、今年度新たに地域移行して5年経過した者の、現在の暮らしを紹介するDVD「地域移行あれから5年」を制作し、移行後の暮らしぶりについて理解と安心を得られるよう活用 地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」を年間6回作成し、保護者全員に配布 さらに、少しでも地域移行に関心を示した家族に対しては、出身地等の地域移行先の社会資源を紹介し、周辺の福祉環境が大きく改善されていることの理解を求めた。 平成22年度は、生活支援部と地域支援部等との連携強化を図り、生活寮と家族等の連絡状況を基に、39家族を対象者として家庭訪問等の取組を実施 この結果、平成22年度においては、33人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、目標値を達成 地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>別面談、2) 地域移行された方の生活の様子を映像化したDVDの活用、3) 施設利用者の地元の事業所を調査し、保護者へ紹介、4) 地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」の定期発行(年間6回)、5) 来園機会が少ない保護者宅等への訪問、6) 移行予定先事業所での宿泊体験に加え、平成22年度においては、地域移行して5年経過した者の現在の暮らしを紹介するDVDを制作し、移行後の生活の理解と安心を得られるよう活用したことなどの取組みを行った結果、新たに同意した保護者が33名となり、年度目標の25名程度を大幅に上回ったことを評価する。</p>
<p>自立支援のための取組(行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援)</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月1日から、「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設け、9人を他の職と兼ねて命じた。 併せて、犯罪に関わった知的障害者への支援に経験を有する専門家を参事(社会生活担当)として委嘱し、同参事の指導の下、同プロジェクトチームの支援技術向上のための研究・検討を行った。 平成20年度2人、平成21年度3人、平成22年度4人の受け入れを行う。 平成22年5月に設置された群馬県地域生活定着支援センターの依頼に基づき、矯正施設(刑務所・少年院)から受け入れるため、本人に対する面接・調査を行った結果対象者は矯正施設を退所後の帰住先がなく、また、ほとんどの者が福祉の支援を受けておらず、所持金もわずかな状況であり、今後福祉の支援に繋げることで、地域での生活が可能と判断されたため、入所を決定した。 社会生活への適応と速やかな地域生活への移行を図るため、計画的かつ効果的に施設入所支援、就労移行支援を提供し、22年度には、2人が地域生活へ移行した。因みに、現在まで延べ5人が地域での暮らしを送っている。 平成23年1月から、矯正施設等を退所した知的障害者への地域生活に向けての専門的な支援を提供するために、「自活訓練ホーム」(定員7人)を試行的に開設した。 支援に当たっては基本方針となる「基本方針(職員向け)」「ガイドブック(利用者向け)」を作成・精査し支援方法の確立を目指している。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するモデル的支援「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(以下「矯正施設等退所者」という)への支援事業」については、矯正施設等退所者の中には福祉サービスを受けていないケースが多く、このことが再犯を繰り返す一因と考えられることから、矯正施設等退所者が地域社会での生活を円滑に行える支援手法を確立し、全国の福祉施設等における当該支援事業の取組みの普及拡大に資するため、平成20年度から先駆的に取り組んでいる。平成22年4月1日からは、「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設け、関係職員9人を他の職と兼ねて任命した。 その受入実績は、平成20年度2名、21年度3名、22年度4名の合計9名であった。いずれも、性犯罪、累犯窃盗を犯した中軽度の知的障害者や人間関係が作れず出身地に戻れないなど支援の難しい事例であるが、9名のうち5名(22年度2名)が地域生活に移行したこと、平成23年1月から空き寮を活用した「自活訓練ホーム(定員7名)」を試行的に開設し、自立に向けての専門的な支援を行うための体制を整えたことは評価する。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:山口 浩一郎)
目的	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。2 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。3 上記調査及び研究業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。4 上記1から3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。6 上記1から5に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.jil.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou10.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	B	A	A	B	
(1) 労働政策研究	/	/	A×4 B×1	A×4 B×1	A×5	S×1 A×4	
(2) 労働政策についての総合的な調査研究	A×5	A×5	/	/	/	/	
(3) 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理	A×2	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	
(4) 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣	B	B	B	B	B	B	
(5) 労働政策研究等の成果の普及・政策提言	/	/	A×2	A×2	A×2	A×2	
(6) 調査研究結果等の成果の普及・政策提言	A×5	A×5	/	/	/	/	
(7) 労働行政担当職員その他の関係者に対する研修	/	/	A	A	A	A	
(8) 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修	A	A	/	/	/	/	
(9) その他の事業	A	A	A	A	B	A	
3.予算、収支計画及び資金計画							
4.短期借入金の限度額	B	B	B	B	A	A	
5.剰余金の使途							
6.その他業務運営に関する重要事項	/	/	/	/	/	/	
6.人事に関する計画	B	A	/	/	/	/	
7.人事に関する計画	/	/	B	A	A	A	
7.施設・設備に関する計画	B	B	/	/	/	/	
8.施設・設備に関する計画	/	/	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.16)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成22年度の業務実績については、個別項目に関する評価結果に見られるように、中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、引き続き適正な業務運営が行われていると評価できる。今後も、機構に課せられた使命を高いレベルで効率的に達成していくため、それぞれの業務のバランスを考慮しながら重点化を進め、業務間の連携を密にして業務運営を行っていくことが望ましい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
労働政策研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 研究テーマについては、労使懇談会、総合評価諮問会議等を通して把握した労使のニーズや意見を十分に踏まえ、研究部門内はもとより部門横断的な議論によって機構としての問題意識や考え方を整理し、平行して厚生労働省においても中長期的な政策課 	<ul style="list-style-type: none"> 研究テーマの策定に当たっては、厚労省との密接な連携の下、機構の問題意識や労使のニーズを踏まえて決定する体制を構築している。 また、新たに緊急調査の枠組みを整備し、7件の調査を実施するなど喫緊の政策課題

	<p>題を踏まえ調査研究を必要とする政策的論点等を整理した上で、機構役員等と厚生労働省政策統括官等との意見交換の場であるハイレベル会合等を通じて考え方を突き合わせ、非正規雇用や新成長戦略(基本方針)の内容等を視野に入れた研究を含む重要性の高いテーマを選定</p> <ul style="list-style-type: none"> • 喫緊の政策課題により機動的に対応することを目的として、新たに緊急調査の枠組みを整備し、労働政策の企画・立案に必要な調査ニーズを四半期ごとに把握することにより、政策の企画・立案に必要な調査を時機を逸することなく短期間(原則3ヶ月程度)で実施することとした。初年度である22年度は7件の緊急調査を実施 • 調査研究成果は各般の政策の企画・立案に活用されている。行政の白書、審議会・研究会の報告書、専門図書等への引用件数は611件となり、過去最高であった前年度(540件)を大きく上回った。中でも審議会・研究会等での引用は、前年度を約100件上回る過去最高の153件となった。また、労働政策審議会等、厚生労働省の審議会等だけでなく、雇用戦略対話(首相官邸)、新成長戦略実現会議(内閣府)、中央教育審議会(文部科学省)、産業構造審議会(経済産業省)をはじめ、他省庁の審議会等においても機構の調査研究成果が数多く活用 	<p>に機動的に対応したことは高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • この結果、様々な府省庁の白書、審議会・研究会等、専門図書において、引用された調査研究成果は過去最高の「611件」となった。とりわけ、審議会・研究会等での引用が大幅に増加するなど、政策の企画立案、政策論議の活性化に質・量の両面で寄与しており、中期計画を大幅に上回っていると評価できる。
<p>労働行政担当職員その他の関係者に対する研修</p>	<p>2(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 厚生労働省研修実施要綱及び地方労働行政職員研修計画等に基づき、研修コースの新設(新任労働基準監督官Ⅱ研修)等の見直しを行うなど厚生労働省の要望に対応した研修実施計画を作成し、研修生からのアンケート結果の分析も踏まえ、以下のとおり研修を効果的かつ効率的に実施した。 • また、基礎的、一般的な知識やスキルの習得に係る科目については、引き続き民間活用を図ることとし、外部講師の活用や企画競争による研修委託を行った。 • 研修成果の普及を図るために「イブニングセッション(課外活動の時間を利用したワークショップ)」を開催し、研究に即した話題を提供し討議を行うとともに、研修生から現場における問題意識や提供した研究成果に対する課題等を吸い上げている。 • 全体で「有意義」との回答率は、前年度の実績(97.0%)同様、年度計画(85%以上)を大きく上回る98.0%となった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 政策ニーズを踏まえた研修コースの新設や研修生の要望等を踏まえた科目内容の拡充・見直しなどを行うとともに、調査結果と研修実績を活用した研修教材や研修プログラムの開発、イブニングセッションの積極的な開催など研究部門と研修部門の一層の連携がなされた結果、研修生を対象としたアンケートにおいて、「有意義」との回答が中期計画の「85%以上」を上回る「98.0%」に上っており、中期計画を上回っていると評価できる。 • また、研修終了後、一定期間経過した時点における職場での研修効果の測定の試行をはじめたことは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人雇用・能力開発機構(平成16年3月1日設立)＜非特定＞ (理事長:丸山 誠)
目的	労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 公共職業訓練を実施する公共職業能力開発施設の設置・運営。2 企業の雇用管理改善に関する相談・講習・研修、助成金の支給。3 勤労者の計画的な財産形成促進のための勤労者財産形成融資。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人:－ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou10.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成23年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評価を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 組織体制、経費削減	A	A					
(2) 助成金等の支給	B	B					
(3) 職業能力開発業務	B	B					
1.業務の改善に関する事項							
(1) 雇用開発業務について			A×1 B×1	A×2	A×1 B×1	A×2	
(2) 職業能力開発業務について			A×4 B×5	S×1 A×6 B×2	A×6 B×3	S×1 A×6 B×2	
(3) 勤労者財産形成促進業務について			B	B	B	A	
(4) 助成金の支給、融資等の業務			A	B	A	A	
(5) 上記に個別に掲げる業務以外の業務							
2.国民に対して提供するサービスの質の向上							
(1) 業績評価の実施及び公表による業務内容の充実	B	B					
(2) 雇用開発業務(相談、講習等)	A	A					
(3) 雇用開発業務関係助成金等	B	B					
(4) 連携及び人材ニーズ把握	B	B					
(5) 在職者訓練	A	A					
(6) 離職者訓練	A	A					
(7) 学卒者訓練	A	A					
(8) 新分野展開・指導員育成	B	B					
(9) 若年者対策、キャリア・コンサルティング	A	A					
(10) 調査・研究	B	B					
(11) 職業能力開発関係助成金等	B	B					
(12) 財形業務	B	B					
(13) 情報提供、福祉施設の譲渡等の業務、特例業務	B	B					
2.組織・業務実施体制等の改善に関する事項							
(1) 組織人員体制について			B	B	A	A	
(2) 業績評価の実施による業務内容の充実について			B	B	A	A	
(3) 経費削減等について			A	A	A	S	
(4) 情報提供について							
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1) 予算、収支計画、資金計画、短期借入金、剰余金	B	B					
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 予算、収支計画及び資金計画			B	A	A	A	
(2) 短期借入金の限度額、剰余金の使途							
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事、施設・設備	B	B					
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人員に関する事項							
(2) 施設・設備に関する事項			A	A	B	B	
(3) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として適切に業務を実施してきたと評価できるが、一方で、今後は、特に以下の点に留意する必要がある。
 - ① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への職業能力開発業務の移管後も、引き続き、地域産業のニーズに対応した高いレベルの職業訓練を行うとともに、震災対策にも的確に対応した職業訓練を行うよう必要な取組を行うこと。
 - ② 職業訓練指導員に対する訓練については、産業構造の変化や技術革新への確に対応できるよう、専門性の拡大・レベルアップや新たな職種を担当する技能を習得するための質の高い訓練を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への業務移管後も引き続き実施するための必要な取組を行うこと。
 - ③ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等に基づく保有資産の見直しを引き続き着実に進めること。
 - ④ ラスパイレス指数が依然国家公務員よりやや高い水準にあることを踏まえ、給与水準の適切性の検証を引き続き進めること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
職業能力開発業務について(高度技能者の養成のための職業訓練について)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 訓練生に対して、きめ細かな就職支援を実施し、キャリア形成論や企業へのインターンシップなどをカリキュラムに取り入れるとともに、個別の就職支援の強化を図り、高度技能者養成訓練修了者のうち就職希望者の就職率は97.5%となり、対前年度比1.1ポイントの増と高い就職率を維持し、中期計画の目標の95%以上を大幅に上回った。 • 産学連携の一環として共同研究を65件、受託研究を12件実施したほか、工業高校や高等専門学校、大学等との連携を230件実施した。また、地域の企業誘致や企業支援等について、人材育成や技術支援の面から協力するとともに、地域における「ものづくり」の啓発を行うため「ものづくり体験教室」を233回(参加人数30,328人)開催した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 大学卒業者の就職率が厳しい状況の中、訓練生の就職率が97.5%と目標を上回ったことに加え、中小企業等との共同研究や職業能力開発大学校指導員による工業高校等への支援などを通じた地域社会に開かれた施設運営などの取組を行っており、中期計画を大幅に上回っていると言える。
組織・業務実施体制等の改善に関する事項(経費削減等について、情報提供について)	2(3)、 4	<ul style="list-style-type: none"> • 一般管理費及び業務経費(運営費交付金を充当するものに限る。)については、人件費、物件費の削減や施設機能維持や施設整備等に係る修繕を緊急的なものに限定したこと等により、平成21年度予算額に対し、51億円削減した。なお、経費削減の基準となる平成18年度の予算額923億円に比べて、平成22年度の決算額625億円となり、中期計画の削減目標17.8%を大きく上回る32.3%の削減を達成した。 • 人件費については、21年度と比較して7.3%削減、17年度を基準として26.7%削減し、中期計画の目標(平成18年度以降の5年間で、5%以上削減)を大幅に上回った。その結果、ラスパイレス指数は2.2ポイント減の104.4となった。 • 随意契約の見直しについては、民間職業訓練機関等に対する職業訓練の実施委託に係る契約及び雇用促進住宅の管理運営等業務の委託の契約などについてより透明性・競争性の高い一般競争入札(最低価格落札方式)に入札方式を変更した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 事務消耗品等の一括購入を推進したほか、契約の見直しについても積極的に取り組み随意契約を減少させたほか、ラスパイレス指数の低下に向けて給与等の見直しを行った。また、全ての数値目標を達成しており、中期計画を大幅に上回っていると言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:名川弘一)
目的	療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 療養施設の設置及び運営を行うこと。2 健康診断施設の設置及び運営を行うこと。3 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.rofuku.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou10.html

中期目標期間 5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 機構の組織・運営体制の見直し	A	A	A	A	A	A	
(2) 一般管理費、事業費等の効率化					A	A	
(3) 労災病院の再編による効率化	S	A	-	A			
(4) 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止							
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 業績評価の実施、事業実績の公表等	A	A	A	A	A	A	
(2) 療養施設の運営業務	S×2 A×4	S×2 A×4	S×1 A×4 B×1	A×6	S×1 A×4 B×1	S×2 A×4	
(3) 健康診断施設の運営業務	B	A	A	A			
(4) 産業保険関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務	A×2	A×2	A×2	A×2	A	S	
(5) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務	A	B	B	B	B	B	
(6) 未払賃金の立替払業務	A	A	B	A	A	A	
(7) リハビリテーション施設の運営業務	A	A	A	A	B	A	
(8) 納骨堂の運営業務	B	A	B	B	B	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	B	B	B	B	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等	B	B	B	B	B	B	
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	B	B	B	A	
(2) 施設・設備に関する計画							

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.16)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 労災病院事業では、急性期に対応した高度・専門的医療の提供、地域医療支援の一層の推進、労災疾病研究では、アスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患分野において国内の労災指定医療機関等に対する成果の普及に加え、アジア諸国に対する普及指導への取組などが認められ、また、平成23年3月の東日本大震災では発生直後から被災地への医療チームの派遣など、その取組には積極的な姿勢が認められる。 今後においては、労災疾病等に関する診断・治療法の一層の普及活動、メンタルヘルス不調者の職場復帰の支援など社会的なニーズに的確に対応した活動など、医師等の職場環境にも配慮しつつ、更に積極的な取組が進められることを期待する。また、業務運営の効率化、収支改善等に向けた取組については、本部のガバナンスにより、医療機器の共同購入、コンサルタントの活用による調達コストの削減、給与カーブの見直し等を行う一方で、平成22年度改定の診療報酬制度への的確な対応、上位施設基準の取得、平均在院日数の短縮、救急対応の充実等による医業収入の確保などにより、独立行政法人への移行後、はじめて当期利益を確保した取組は評価できる。 今後とも、これらの取組を確実に推し進め、効率的な業務運営を期待する。
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
療養施設の運営業務 (勤労者医療の地域 支援)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度については、以下のとおりすべての目標を達成した。 紹介率59.5%(計画達成率110%)(22年度計画:54%以上) 逆紹介率47.8%(同120%)(22年度計画:40%以上) 症例検討会等の参加人数20,993人(同105%)(22年度計画:2万人以上) 受託検査件数33,799件(同113%)(22年度計画:3万件以上) 労災指定医療機関等における満足度78.7%(同105%)(22年度計画:75%以上) 「地域医療支援病院」について、平成22年度は2施設(合計19施設)が新たに承認。 東日本大震災発生直後に、機構本部に災害対策本部を立ち上げ、国や自治体等からの医療救護班派遣要請等を積極的に受けるとともに、機構独自の労災病院の医師等による医療救護班を派遣するなど迅速に対応。 被災地への医療チーム派遣(64医療チーム延べ281人を派遣) 被災患者の受入(入院患者延数:305人、外来患者延数:1509人) 「被災患者受入相談窓口」の設置(相談実績:24件) 放射線スクリーニングの実施(福島労災病院:253件、東北労災病院:14件) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者医療の地域支援の推進については、地域医療機関に対してニーズ調査を行い、その結果を踏まえ、各労災病院において時間外・休日、FAX・メール等による紹介患者の受付などに積極的に取り組んだ結果、患者紹介率、逆紹介率、症例検討会・講習会参加人数、受託検査件数等の目標数値を全て達成し、地域医療支援病院についても、新たに2施設(合計19施設)の承認を取得するなど高く評価できる。 また、東日本大震災への対応についても、発生直後から、医療チームを被災地等に派遣するなど迅速な組織的対応が図られ、労災病院としてミッションを的確に果たしているものと評価する。
療養施設の運営業務 (労災疾病等にかか る研究・開発)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の普及については、国内外の関連学会等で平成22年度目標である「分野ごとに国外2件以上、国内10件以上」の計156件を大きく上回る計334件(国外45件、国内289件)の発表を実施。 データベース(ホームページ)のアクセス件数については、第2期研究計画や第1期研究成果の英語版の掲載など最新情報への更新に努め、平成22年度目標である21万件の約1.5倍となる約31万7千件となった。 「アスベスト関連疾患分野」、「粉じん等による呼吸器疾患分野」は、アジア諸国から研究成果が高く評価(モンゴルにおける実践的ワークショップの開催、ベトナム医師団による岡山労災病院の訪問、中国・台湾からも現地や日本での研修の依頼)。「筋・骨格系疾患(腰痛)分野」では、研究成果が週刊誌・ラジオ・ケーブルテレビ・新聞に取り上げられ一般国民にも研究成果を普及。 「勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援(両立支援/がん)分野」では、がんの治療と就労の両立支援をテーマとした「勤労者医療フォーラム I Nかながわ」を開催し、約100名の参加を得た。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労災病院グループでは、産業保健関係者とのネットワークを活用しながら、蓄積された多数の労災疾病等に係る臨床データや、疾病と職業の関連性に係る情報などを基礎として、労災病院の特徴を活かした研究・開発、普及を進めている。その中でも、特にアスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患に関する診断、治療法等については、アジア諸国からも注目され、モンゴル国からは、厚生労働省を通じて専門医の派遣要請を受け、研修等を実施するなど、国内はもとより国外においても研究成果の普及活動にも積極的に力を注いでいることは高く評価できる。 また、今後も患者の増加が予測されるアスベスト関連疾患(中皮腫)は、独立行政法人理化学研究所と共同で早期発見が可能な遺伝子マーカーの研究開発を進めているが、加えて、中皮腫の新規治療法を実用化するため、新たに岡山労災病院を中心とした共同研究コンソーシアムの発足に着手し、また、中国、ベトナム、台湾等との共同研究の準備も進められていることなど、これらの取組についても、今後のなお一層の積極的な活動を期待したい。 更に、生活習慣病やうつ病などの疾病の治療と就業の両立支援に関わるプロジェクトは、労災病院のミッションに沿った具体的な取組として評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立病院機構(平成16年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:矢崎 義雄)
目的	医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 医療を提供すること。2 医療に関する調査及び研究を行うこと。3 医療に関する技術者の研修を行うこと。4 1～3に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	国立病院部会(部会長:猿田 享男)
ホームページ	法人: http://www.hosp.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/kokuritsu10.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 診療事業	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×3	S×2 A×2	
(2) 臨床研究事業	S	S	S	S	S	S	
(3) 教育研修事業	A	A	A	A	S	S	
(4) 災害等における活動	A	A	A	A			
(5) 総合的事項					A	A	
2.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	S×1 A×3	S×1 A×3	S×2 A×2	S×1 A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 経営の改善	S	S	S	S	S	S	
(2) 固定負債割合の改善							
4.短期借入金の限度額	S	S	S	S	S	S	
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 医療機器・施設設備に関する事項							
(3) 再編成業務の実施							
(4) 機構が承継する債務の償還							

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.24)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 業務進行状況の迅速な把握と業務改善に努めており、特に積極的な業務運営の効率化と収支改善に向けた取組は、中期目標に掲げる経常収支に係る目標を7期連続して達成したことに加え、純利益495億円を計上するなど全体として大きな成果を上げている。 診療事業においては、引き続き、地域連携クリティカルパスの実施や紹介率・逆紹介率の着実な向上、地域医療支援病院の増加など、地域医療への取組を一層強化し、地域医療に大きく貢献しているほか、医療の標準化の推進や臨床評価指標の改善及び公表に取り組み、また、重症心身障害や筋ジストロフィー、結核などの政策医療にも着実に取り組んでいることを高く評価する。 臨床研究事業においては、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動やEBM(根拠に基づく医療)の推進に向けた取組が順調に進捗しているほか、質の高い治験の推進に向けた取組も大いに実績を上げており、これを高く評価する。
など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
診療事業	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月に、総合研究センター診療情報分析部を設置し、各病院のレセプトデータ、DPC調査用データ等診療情報について収集・分析を行うためのシステム「診療情報データベース(MIA)」を平成22年10月に構築。 臨床評価指標については、平成21年度に各領域の作業委員会から候補としてあげられた 	<ul style="list-style-type: none"> クリティカルパスについて、実施件数が増加しており中期計画に掲げた目標に向けた着実な進展を評価する。また、EBMの推進に向けた取組として厚生労働省の新規事業である「医療の質の評価・公表等推進事業」に参加し、計測マニュアル及び報告書の公表を行うとともに、臨床評価指標の充実に向けた取組

		<p>臨床評価指標について、①臨床評価指標としての適切性、②DPCやレセプトデータからの抽出可能性等の視点に基づいて見直し検討を行い、臨床評価指標の定義および適用基準・除外基準の精緻化を図った。最終的に疾病横断指標は14指標(プロセス指標:9、アウトカム指標:5)、領域別指標は73指標(プロセス指標:68、アウトカム指標5)の合計87指標について計測することを決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> クリティカルパスは実施件数が増加し、普及が進んでおり、チーム医療の推進、患者に分かりやすい説明、医療の標準化が着実に進展。 など 	<p>として、新たに87の臨床評価指標を作成したことを高く評価する。その他、長期療養者をはじめとする患者のQOLの向上に資する取組を評価する。</p>
臨床研究事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンに関して、厚生労働省の要請を受けて平成21年度に実施した免疫原性に関する臨床試験(4病院、対象被験者200名)及び免疫原性に関する小児臨床試験(8病院、対象被験者360名)について終了報告書を作成。また、平成22年度においても、新型インフルエンザ(H5N1)ワクチンに関する研究(8病院、対象被験者561名)を迅速に実施し、国の新型インフルエンザ(H5N1)ワクチンの備蓄方針決定に不可欠な情報収集を行った。 平成22年4月に国立病院機構総合研究センター診療情報分析部を設置し、各病院のレセプトデータ、DPC調査用データ等診療情報について収集・分析を行うためのシステム「診療情報データベース(MIA)」を構築するとともに、臨床評価指標の定義および適用基準・除外基準の精緻化を図った。 EBM推進のための大規模臨床研究については、平成16年度から19年度に選定した18課題の患者登録(約30,000例)が終了し、得られた成果を学会で発表。 など 	<ul style="list-style-type: none"> EBM推進のためのエビデンスづくりとして、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展している。特に、新型インフルエンザワクチンに関する研究を行い、国のワクチン備蓄方針決定等に不可欠な情報収集を実施するなど、ワクチンに係る有効性・安全性の情報収集において重要な役割を果たしたことを高く評価する。また、治験について、医師主導治験の体制整備、難易度の高い治験の積極的実施、さらに、平成21、22年度の承認医薬品の約5割の治験に関わるなど、ドラッグラグ解消に向けた治験の推進を行ったことを高く評価する。
経営の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各病院の機能・規模による病院の運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬にかかる上位基準の取得等を図るとともに、材料費、人件費及び委託費等に係るコスト削減に努め、個々の病院においても収支相償以上を目指し収支改善を推進したことにより、平成22年度の経常収支率は、107.1%となり、年度計画を達成した。 平成21年度決算(経常収支)において31病院あった赤字病院(再編成施設を除く)については、20病院(△11病院)に減少し、収支改善が進んだ。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 機構発足以来7期連続経常収支黒字、さらには純利益495億円を計上するなど特段の実績をあげており、赤字病院も11病院減少するなど着実に経営改善がなされていることは高く評価できる。
固定負債割合の改善	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 固定負債については、平成22年度に338億円(△5.7%)の削減、平成21年度からの2年間の累計では840億円の削減(△14.1%)となり、中期計画の目標(平成20年度末固定負債残高5,971億円を平成21年度からの5年間で1割削減)を大幅に上回るペースで縮減。 医療機器・建物への投資については、平成22年度に496億円(18.4%)の投資を行い、平成21年度から2年間の累計では、1,231億円(45.6%)の投資を行っており、中期計画の目標(5年間で2,702億円)達成に向けて着実に進展。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 国時代の膨大な負債と老朽化した病院を数多く抱えながらの経営の中で、建築単価の見直しをはじめとした様々な経営努力により、着実に固定負債を減少させるとともに、内部資金を活用して病院機能向上のために必要な整備量を確保し、約定通りの償還を確実に行った結果、長期借入金を大幅に削減しつつ必要な投資を行ったことを高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし